

仮処分命令申立書

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

大阪地方裁判所第1民事部 御中

2015（平成27）年3月23日(月)

〒571-0048 （送達場所）

大阪府門真市新橋町12-18 三松マンション207号

戸田 久和（とだ ひさよし）

電話 06-6907-7727

FAX 06-6907-7730

街頭宣伝禁止の仮処分命令申立て

=====

申立ての趣旨

債務者は債権者に対し、自ら次の行為をしてはならず、又は第三者をして次の行為を行なわしめてはならない。

- 1：債権者の議員事務所兼自宅の存する建物（大阪府門真市新橋町12-18三松マンション）の正面玄関から半径500m以内の近隣（別紙地図の黒色の円の範囲内）において徘徊し、大声を張り上げ、街宣車や拡声器を使って「戸田先生は門真市長が不正を容認している」、「戸田先生、いつもありがとうございます!」、「戸田先生!」等の演説や揶揄をし、「もしもし戸田よ、戸田さんよ」などという歌を歌う等して債権者の業務を妨害し、名誉・信用を毀損する一切の行為

との裁判を求める。

=====

申立ての理由

第1、保全すべき権利

1：当事者

債権者は、大阪府門真市の市議会議員であり【甲第1号証】、1999（平成11）年4月の市議選で当選して以来、4期連続当選し【甲第2号証】、またずっと三松マンション207号室を事務所および自宅として賃借しており【甲第3号証】、本年4月19日公示、4月26日投票の門真市議会議員選挙を直近に控えている。

【甲第4号証】

債務者は、右翼政治結社「明皇会」を名乗っている者であり【甲第5号証】、過去に「1300万円恐喝容疑」や「100万円恐喝未遂容疑」などで逮捕されたりしてきた人物であり、最近のものでは2011（平成23）年頃に「街宣での名誉毀損」で門真署に逮捕され、刑務所にも入った人物である。

【甲第6号証】

2：債権者の業務妨害、名誉・信用失墜行為

債務者は、以下のとおりの日時に、債権者の事務所前で超低速で街頭宣伝車を走行させながら大音量で、以下のような街頭宣伝をした。

※ なお、「債務者の街宣車」というのは、車番が「大阪 341 つ 19」の、全体が真っ赤な車であり、車体前部の左右角に旗竿を付けて日の丸を掲げ、車体左右には日の丸と「悪政者消防」の文字を配した、「いかにも右翼」という威圧感と恐怖感を一般人に抱かせるものである。【甲第7号証】

※ この車を「債務者の街宣車」と認定する理由は、①2年ほど前に債務者が債権者に対して「これは自分の車で、右翼で真っ赤な街宣車はワシだけや」と語ったこと、②この車を見た時には常に債務者が運転しており、債務者の自身が生でしゃべる声が流れること、による。

※ 以下、単に「債務者の街宣車」と記載するのは全てこの街宣車である。

1) 2015（平成27）年1月9日～債務者街宣車1台

・朝9時50分前後、約10分ほど。

・「戸田議員は公共施設を私物化している!」、「公共施設の印刷機を不正に使ってビラを刷った!」、「門真市長が不正行為をしているのに、戸田議員はそれを追求せずに容認している」、など。 【甲第8号証・街宣動画DVDの①】

2) この1月9日以降、1月中はだいたい債務者の街宣車が、債権者の事務所前に街宣に週に1～2回程度来た。

※この時期には記録は付けていないが、事務所前で見かけたり、市役所周辺などの市内で見かけたりした事が、週に1～2回程度あったと記憶している。

※債権者が事務所前以外の所で見かけても、それがすなわち債権者の自宅事務所前で街宣したものと認定するのは、街頭宣伝許可証を常に有し、債権者への攻撃を市長攻撃と並ぶ主要目標として東大阪市から出張している債務者にとって、門真市に来たのに債権者事務所前を通っての街頭宣伝をしないで帰る事は非合理的だし、これまでの支援者からの報告例からも、そのようにしている事が十分に伺えるからである。

3) 2月に入ると債務者の街宣車による街宣が週3～4回に増え、また、「もしもし戸田よ、戸田さんよ」との替え歌【甲第9号証】を歌って、債務者が「最も園部門真市に媚びる議員だ」とか、「それは、市長と企業の悪だくみの銭喰い仲間に入るためだ」等々の全く事実無根の誹謗中傷を面白おかしく大音響で流すようにもなった。

【甲第8号証・街宣動画DVDの②③④⑤⑥など】

動画撮影ができたものだけでも、

◎2月5日：昼12時過ぎ、約5分ほど。～債務者の街宣車1台

・替え歌など

【甲第8号証・街宣動画DVDの②】

◎2月10日：朝9時50分前後、7分間強～債務者街宣車1台

・替え歌や、「園部市長の不正に荷担している」趣旨の演説など

【甲第8号証・街宣動画DVDの③】

◎ 2月15日(日)午前 11 時 18 分頃と 11 時 40 分頃、各 2 分程度

～債務者街宣車 1 台

- ・替え歌や「私の回答書をなぜ公表しないか」など

{甲第 8 号証・街宣動画 DVD の④}

◎ 2月25日：12 時 20 分頃、30 秒ほど～債務者街宣車 1 台

- ・替え歌

◎ 2月26日：11 時 48 分前後、1 分ほど～債務者街宣車 1 台

- ・「園部市長の不正問題」の演説など

※2/25 と 2/26 の両者を合わせて **{甲第 8 号証・街宣動画 DVD の⑤}**

4) また、債務者は債権者に対する「2/12 付け回答書」**{甲第 10 号証}**において、「債権者から毎月 9 9 万 9999 円を裏口座に振り込んでもらって楽な生活をしている」という、荒唐無稽で悪質な虚偽主張による名誉毀損を行ない、債務者の街宣車による街宣の中にその虚偽を事実であるかのように取り上げて、「戸田先生のおかげで私は楽に生活できてます！」とか、「戸田先生、いつもありがとうございます！来月も頼みますよ！」、というような思わせぶりの虚偽宣伝を追加した。

5) 3 月に入ると債務者の大音量街宣は週 5 回程度に増えていった。

いずれも車両は債務者の街宣車 1 台で、事務所前を往復するのを 1 日 2 回程度。

1 回の街宣時間が 3 分程度と推測される。内容は替え歌など。

(債権者が事務所にいる時に街宣車と遭遇していないので記録できなかったが、市役所周辺等で見かけたり、債権者事務所直近の支援者の報告などから、そのように判断できる。以下、同じ。)

6) 3月15日(日)～債務者の街宣車 1 台ほか右翼車 15 台！

1 回めは 1 時 15 分頃から 3 分程度

- ・内容は「戸田先生、お世話になってます！焼肉ありがとうございます！」など

{甲第 8 号証・街宣動画 DVD の⑥}

{甲第 11 号証} ① (現場での写真)

2 回めは 1 時 50 分頃から 3 分程度 (動画無し)

3 回めは 2 時 30 分頃から約 10 分間。事務所前に停車して街宣。

- ・内容は「シュプレヒコール！」とか「市長の不正に加担している」など

{甲第 8 号証・街宣動画 DVD の⑦}

{甲第 11 号証} ② (現場での写真)

7) 3月16日(月)～債務者の街宣車 1 台

- ・午後 4 時 45 分頃、市役所そばを街宣していたので、間違いなく事務所前街宣も行なっている。

- ・内容は替え歌など

{甲第 8 号証・街宣動画 DVD の⑧}

8) 3月18日(水)～債務者の街宣車 1 台ほか右翼車 3 台

- ・午後 4 時過ぎ、市役所前を街宣して通過したので、間違いなく事務所前街宣も行なっている。

- ・内容はよく聞き取れなかったが、大音量だった。

{甲第 8 号証・街宣動画 DVD の⑨}

9) 3月19日(木)～債務者街宣車1台ほか右翼車4台

- ・ 1時50分頃に門真市駅そば、2時40分頃に事務所前、3時30分頃にも事務所前で街宣していたという、支援者からの確かな報告があるので、少なくとも3回、事務所前で街頭宣伝をした。
- ・ 内容は市長批判や債権者批判、替え歌など。

10) 3月20日(金)

- ・ 12時50分頃、1分程度～債務者街宣車1台・・・替え歌
- ・ 1時40分頃、2分程度～債務者以外の右翼車2台・・・「戸田先生」の揶揄など
【甲第8号証・街宣動画DVDの⑩】

11) 3月21日(土)～債務者の街宣車1台ほか右翼車9台！

- ・ 1時50分頃、約3分
- ・ 「戸田先生！やって来ましたよ」などの揶揄 **【甲第8証・街宣動画DVDの⑪】**

3：被保全権利のまとめ

- 1) 「門真市に右翼車大結集しての市長非難・債権者非難の街宣攻撃」は、2013（平成25）年の11月1日の「毎日新聞の門真市政批判記事（29億円の建物補償問題）」**【甲第12号証】**を契機にして11月17日に発生し**【甲第13号証】**、その後2014（平成26）年の3月9日に2回目が起こって**【甲第14号証】**以来、1年ぶりの「事件」である。

前2回は「東大阪市の右翼」である債務者が「門真市の右翼の足立（誠導一靖聯合議長）」と協力して先導したが、債権者の議員活動によって昨2014（平成26）年6月後半以降、「門真市の右翼の足立」が表に立てない状況になるや、今度は「東大阪市の右翼」である債務者が単独で街宣に動き、ついには他の右翼も動員するようになり、債権者への攻撃力を格段に飛躍させたのである。

- 2) 債務者の街宣車による街宣攻撃は3/15(日)大襲来後もとどまる事を知らず、翌日の3月16日(月)は債務者単独の街宣だったが、18日(水)以降は連日3台前後の右翼車を動員して事務所前を1日に複数回街宣し、3月21日(土)には8台もの右翼車を引き連れて事務所前街宣を行なった。

【甲第8号証・街宣動画DVDの⑨⑩⑪】

これは、「3/15(日)大結集街宣」以来2週連続の、「週末大結集街宣」であり、この分でいくと、さらに連日に渡って、「平日は5台前後の合同街宣」、「週末は10台から20台の大結集街宣」が行なわれると予測される。

- 3) このような債務者の行為は、表現の自由の行使として社会的に相当な範囲を著しく逸脱しており、債権者の、平穏な生活の破壊、名誉・信用の毀損、議員としての業務や活動の妨害、選挙直前での支持者に対する虚偽と威迫による損害などに鑑みて、人格権及び議員あるいは市民としての政治活動の権利に基づき、債務者に対して侵害行為の差し止め、損害賠償等を求める権利を有することが明らかである

第 2、保全の必要性

1：平穏な生活と議員業務遂行が著しく脅かされている

- 1) 三松マンション 207 号室は債権者の自宅としてくつろぎ、心身の疲れを癒す場であると同時に、市民の神聖な負託を受けた議員として資料を読み、パソコンを操作し、種々の書類や文章を作成し、市民と語らい、相談も受ける議員の事務所でもある。

債務者が行なっている連日の大音量での嫌がらせ街宣は、普通人としての生活の平穏を著しく害すると同時に、市議会議員としての平穏な業務遂行をも著しく害する不当な行為である。

- 2) また、三松マンションから 380m～480m程の所に市役所があるが、ここは債権者が議員として業務を行なう議会と行政の場であり、債務者が市役所周辺で大音量街宣を行なう事も、当然ながら債権者の平穏な業務遂行をも著しく害するものである。

2：議員としての社会的信用が著しく脅かされている。しかも選挙直前の時期に。

- 1) 債権者は全議員の中でダントツに不正追及をやって来た「正義派議員」として有名であるが【**甲第 15 証**】、荒唐無稽なデマであっても債務者らが執拗に繰り返して宣伝する事によって、「ひょっとしたらあの人もウラでは・・・」という不信が極く一部であっても発生する可能性が、これだけ「政治不信」が強く待った昨今においては否めない。

現に、右翼が債権者の名前を連呼する様子を見て、「戸田さんが右翼に売名宣伝を頼んでいる」、と誤解した市民もいたのである。(債権者が直接に聞いた。)

- 2) 4 月 19 日公示・4 月 26 日投票の門真市議会議員選挙を直近に迎えている現在、市民有権者はそれぞれの議員の実績や実態に関心を向け、そこで知った事を基にして投票相手を決めていこうと模索している。

議員にとっても市民有権者の支持を固めていく事が必須となっている。

然るに債務者の行為は、市民有権者をデマ宣伝で騙し、連日の右翼車動員によって債権者への好意や支持意欲をそぎ、また威迫を与えることで「自由で公正な選挙」を破壊するものでもある。

- 3) 1999（平成 11）年 4 月の市議選で当選して以来、ずっと三松マンションを事務所および自宅として使ってきた債権者にとって、事務所のある新橋町（約 2000 世帯）や投票所が置かれる門真小学校を含む柳町（約 600 世帯）などの近隣は、「地元」と言うべき地域であって、そこで誹謗中傷宣伝を繰り返される事の損害は計り知れないほど大きいものがある。

- 4) また「毎日千人有余の市民や行政議会関係者が出入りする、債権者の職場である市役所・市議会」は、事務所から約 350m～470mの範囲にあり、かつ債務者が市役所市議会それ自体をも標的にして街宣しているため、市役所・市議会に関わりを持つ膨大な人々の間で、債権者の名誉・信用の毀損が進むことが十分に危惧される。

3：直近に控えた市議選挙への準備を著しく脅かされている

3月後半の土日は、ほとんどの議員・候補者が選挙事務所開きをする時期だが、今回債務者による連日の攻撃に晒された債権者は、事務所開きはもちろん、通常の選挙の準備事務に着手する事すらできなくなっている。

それは本件仮処分申請を初めとする種々の対抗宣伝作業、記録作成作業などに膨大な労力を割かざるを得ないためである。

家族や地元後援会も無く、ほぼ単身で、開催中の3月議会での調査や弁論を含めて様々な業務と活動をこなさねばならない債権者にとって、これは非常に過酷な負担である。

4：議員として街頭活動に出る事、市民に情報提供する事が著しく脅かされている

債権者は「地元」で街頭演説をたびたび行なって来たのであるが、債務者が連日のように右翼街宣車で街宣に来るために、そういう活動を行なう自由が著しく害されている。

それは、債務者個人が断固闘う気概を持っていても、債務者らの街宣車に比べると宣伝音量が桁違いに小さいため、街頭演説途中で債務者の街宣に遭遇した場合に、債権者の声は周囲の市民に届かず、債務者らの誹謗中傷宣伝のみが周辺の市民に届くばかりであったり、単なる大騒音騒動として市民の迷惑になってしまう事が容易に予想されるからである。

すなわち債務者の行為は、議員が市民に街頭演説で情報を提供する権利とそれを受ける市民の権利を害するものである。

5：住民が騒音被害と恐怖感を受けることについて、議員として耐え難い苦痛を感じる

右翼街宣車による大音量街宣は、一般市民に騒音被害と恐怖感を与えるものである。債務者が街宣を行なって来た新橋町、市役所周辺、門真市駅や古川橋駅周辺は、人口がや人の集散が多く、高層住宅が立ち並んで音の反響が大きい所が大半である。

幼児や小中学生のいる施設や住居も沢山あって、子ども達には特に強烈な恐怖感を与えていると考えざるを得ない。

ちなみに、市役所以外の主要施設と事務所の距離をみると、「市立門真小学校」が200m～400m、「摂南病院や介護保険老人施設」敷地が380m～500m、「私立保育園」が約350m、「公民館」が約250m、門真市駅や高層市営住宅、イズミヤが200m弱の範囲にある。

【甲第15号証：債権者マンションや周辺の写真集】

【甲第16号証：債権者マンションからの距離範囲を示す地図】

こうした事態が解決されずに続く事は、住民の安全と尊厳を守るべき議員として、特に門真市の先進施策たる「住民の安全と尊厳を守る行政責務」施策の確立を主導してきた債権者にとっては、耐え難い苦痛であり、また、議員としての実績を不当に毀損される事でもある。

6：仮処分命令の緊急性・必要性

既に述べてきたように、債務者は違法な大音量街宣をどんどんエスカレートさせており、債権者が受ける被害はさらに深刻化する「現在の、明白な危険」が存在する。

特に4月19日(日)公示に迫った今回の市議選は、定数が1減の21となり、何人かの有力新人も出る中で、4期連続当選の債権者といえども厳しい状況であり、そうした中で債務者の誹謗中傷の大音量街宣が続くことは、債権者の平穏な生活が著しく害され

るだけでなく、議員としての地位を不当に絶ってしまう危険性を有している。

よって、債権者の自宅事務所より最低限、半径 500m の範囲内での債務者の街頭宣伝を禁止する措置が絶対的早急に必要であるので、申立ての趣旨記載の裁判を直ちに、発令されるよう求めて本件申立てに及ぶ次第である。

債権者の自宅事務所より半径 500m の範囲を明示した地図を添付する。

{甲第 17 号証：債権者マンションからの距離範囲を示す地図}

以上。